

電気用品の技術基準の解説

現状解説（解説本 第14版 779ページ）	改定した解説
<p>別表第八 2(95) 項の解説</p> <p>12. 項の、「正常に動作すること」とは、発振停止装置の機能が失われなことをいう。</p> <p>この場合において、発振停止装置の機能とは、発振を停止することをいう。</p>	<p>12. 項の、「正常に動作すること」とは、すべての発振停止装置の機能が失われなことをいう。</p> <p>この場合において、機能とは、発振を停止することをいう。</p>

(当該部解釈)

<p>別表第八</p> <p>1. 共通の事項</p> <p>(1) 材料</p> <p>(2) 構造</p> <p>.....</p> <p>ト 極性が異なる充電部相互間、充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間及び充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、器具又は器具の部分ごとにそれぞれ次の表に適合すること。ただし、(イ) から (ハ) に掲げる部分にあっては、この限りでない。</p> <p>.....</p> <p>(ロ) 絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等の構造上やむを得ない部分であって、次の試験を行ったとき、これに適合するもの。この場合の用語の定義は、別表第四1(2)タ(イ)h及びiによる。</p> <p>a 極性が異なる充電部相互間を短絡した場合に、短絡回路に接続された部品が燃焼しないこと。ただし、当該回路に接続されている1の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれのないものにあつては、この限りでない。この場合の試験方法は次による。</p> <p>(a) 別表第四1(2)タ(ロ)a(a)から(d)に同じ。</p> <p>(b) 短絡試験で内部配線の被覆を損傷し導体が露出するものにあつては、当該内部配線を無理のない方向に、2Nの力を加えて動かしたとき、火災、感電の危険が生ずるおそれのないこと。</p> <p>.....</p> <p>メ 電子管、コンデンサー、半導体素子、抵抗器等を有する絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等にあつては、次の試験を行ったとき、その回路に接続された部品（解説55）が燃焼しないこと。ただし、当該回路に接続されている一の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれ（解説55）のないものにあつては、この限りでない。</p> <p>(イ) 電子管、表示灯等にあつては、端子相互間を短絡（解説56）すること（ト(ロ)の規定に適合する場合を除く。以下メにおいて同じ。）及びヒーター又はフィラメント端子を開放（解説56）すること。</p> <p>(ロ) コンデンサー、半導体素子、抵抗器、変圧器、コイルその他これらに類するもの（解説57）にあつては、端子相互間を短絡し又は開放すること。</p> <p>(ハ) (イ) 及び(ロ)に掲げるものであつて、金属ケースに収めたものにあつては、端子と金属ケースとの間を短絡すること。ただし、部品内部で端子に接続された部分と金属ケースとが接触するおそれのないものにあつては、この限りでない。</p> <p>(ニ) (イ)、(ロ) 及び(ハ) の試験において短絡（解説58）又は開放したとき、次に適合すること。</p> <p>a アースするおそれのある非充電金属部又は露出する充電部は、次のいずれかに適合すること。</p> <p>(a) 対地電圧及び線間電圧が交流にあつては30V以下、直流にあつては45V以下であること。</p> <p>(b) 1kΩの抵抗を大地との間及び線間並びに非充電金属部と充電部との間に接続したとき当該抵抗に流れる電流は、商用周波数以上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合を除き、1mA以下であること。</p> <p>b 試験の後に500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部（対地電圧及び線間電圧が交流にあつては30V以下、直流にあつては45V以下のもの並びに1kΩの抵抗を大地との間及び線間に接続した場合に当該抵抗に流れる電流が1mA以下（商用周波数以上の周波数において、感電の危険が生ずるおそれのない場合は、1mA以下であることを要しない。）のものを除く。）と器体の表面との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ以上であること。</p> <p>.....</p> <p>2 電気用品安全法施行令別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具</p> <p>(95) 電子レンジ</p> <p>.....</p> <p>チ 発振停止装置動作試験</p> <p>1(2)ト(ロ)a及び1(2)メの試験を行ったとき、発振停止装置が正常に動作すること。</p>
